

## 武蔵野市学習者用コンピュータ活用に関する基本的な考え方

武蔵野市教育委員会は、今後の本市の学校教育において、児童生徒の学習者用コンピュータを適切かつ効果的に活用するための基本的な考え方を以下の通り定める。

### 【指針の制定】

○武蔵野市の学校教育は、「生きる力」の育成を目指し、知識・技能、思考力・判断力・表現力、学びに向かう力・人間性という資質・能力を、知・徳・体にわたって総合的に育む教育活動と共に、市民性を高める教育や体験活動、読書活動などを通して知性や感性を磨く本市の特色ある学校教育に取り組んでいる。これらを踏まえ、武蔵野市の児童生徒の実情を鑑み、学習者用コンピュータを適切かつ効果的に活用するために必要な知見を蓄積し、教職員の習熟を図るため、児童生徒がタブレット端末を使用できる環境を整備した試行を実施する。試行を実施した上で、本市としての学習者用コンピュータ活用の指針を定めることとする。

### 【指針の内容】

○指針には、学校教育において学習者用コンピュータを活用することが有効な場面や方法、また必要としない場面など、児童生徒の発達段階を踏まえた学習者用コンピュータに関する指導内容に関すること、児童生徒が学習者用コンピュータを効果的に活用することで身に付く力に関すること、教職員が学習者用コンピュータを適切かつ効果的に利活用できるICT活用指導力を習得するための研修に関することなどを規定する。

### 【武蔵野市の教育へのICT活用に関する試行事業】

○指針を定めるための試行を「武蔵野市の教育へのICT活用に関する試行事業」と称し、期間を3年とする。「武蔵野市の教育へのICT活用に関する試行事業」を実施する上で、活用方法や管理方法、学習者用コンピュータの導入の条件を以下の通り定める。

・教育委員会は、学校において適切かつ効果的に学習者用コンピュータが使用できる設定内容及び管理方法を定める。

設定内容；児童生徒の発達段階を踏まえたキーボードの使用、家庭での使用方法、インストールするアプリケーションソフト等

管理方法；クラウド上で児童生徒が教育用ソフトウェアを使用するために必要な個別のアカウントの払い出し及び管理等

- ・教育委員会は、学習者用コンピュータを適切かつ効果的に活用した授業における指導方法、児童生徒が自宅に学習者用コンピュータを持ち帰る場合の活用方法を含め、ICT機器の活用について、検討委員会を設置し研究する。
- ・学習者用コンピュータとして児童生徒が使用するタブレット端末は、児童生徒が自ら管理する学習に必要な文具として位置付けられるものだが、試行期間中に使用するタブレット端末は市で調達し、貸与するものとする。
- ・試行により整備する通信環境は、一人1台の使用と同時双方向型の利用が円滑に行えるような水準とする。

#### 【教育委員会の役割】

- 教育委員会は、学校において適切かつ効果的にICTを利活用できるための知見の蓄積と共有、教員の研修、サポート体制の整備及び通信基盤、使用するアプリケーションソフトなどの環境整備を行う。

#### 【学校の役割】

- 学校は、試行期間中に教育活動全体を通して、積極的に学習者用コンピュータを活用した実践を行い、効果的な活用方法を見いだすとともに課題について整理し、解決を図る。また、児童生徒の発達段階を踏まえた自律的な管理について指導する。

#### 【保護者の役割】

- 保護者は、各家庭において児童生徒が自律的かつ適切に学習者用コンピュータを利用できるよう、児童生徒の発達段階を踏まえた指導を行う。

#### 【デジタル・シティズンシップ教育の推進】

- 今までのICT活用の指導に比べ、児童生徒が情報技術を活用する場面が増えるとともに、内容も高度化する。今後の情報化の進展の中でICTを適切・安全に使う資質・能力を育むために、児童生徒が自律的・創造的に学習者用コンピュータを利活用するためのデジタル・シティズンシップ教育を推進する。